首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年３月22日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年３月19日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔8〕中「令和８年２月21日」を「令和８年３月22日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

八 潮 南

」を

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

八 潮 南 （ＥＴＣ）

」に、

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

みなとみらい

」を

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

みなとみらい （ＥＴＣ）

」に、

「横浜市道高速２号線

花 之 木

」を　「横浜市道高速２号線

花 之 木 （ＥＴＣ）

」に改める。

3　別添３中

「八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）」を

「八潮南（ＥＴＣ）（八潮方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告2026年第２号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年３月19日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　後藤　政郎

記

2⑶イのうち、「会社が別に定める日の前日」を「令和８年３月19日」に改める。

2⑶ロのうち、「会社が別に定める日」を「令和８年３月20日」に改める。

2⑷ヌのうち、⑺③を令和８年４月１日から次のとおり変更する。

③　実施期間

令和８年４月１日（水）から令和10年３月31日（金）まで

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第11号

東京都市計画土地区画整理事業中野四丁目新北口駅前土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和８年６月21日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和８年３月19日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

記

1　縦覧開始の日　令和８年４月14日
（縦覧期間２週間）

2　縦覧時間　午前９時15分から午後５時40分まで。

3　縦覧場所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部